

議第54号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第19条第1号を次のように改める。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業に係る工作物，物件又は施設

第19条第8号中「もの」を「工作物，物件又は施設」に改め，同号を同条第9号とし，同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市長が街灯又は道路標識を設置している電柱又は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい，電柱であるものを除く。以下同じ。）で，当該電柱又は電話柱の設置者からその使用料を徴収されていないもの

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中「(電柱であるものを除

く。)」を削り，

| | |
|-------|-------|
| 3,400 | 1,900 |
| 2,000 | 1,100 |
| 150 | 85 |
| 20 | 11 |

を

| | |
|-------|-------|
| 3,500 | 1,800 |
| 2,100 | 1,100 |
| 210 | 110 |
| 30 | 15 |

に改め，同表第12

条第1項第2号に掲げる物件の項中

| | | | | |
|-------------|---------------------------|--------------|-------|-------|
| 管 路 | 外径が0.1メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 140 | 60 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 170 | 85 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 200 | 110 |
| | 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | | 410 | 220 |
| | 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの | | 1,000 | 560 |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 2,000 | 1,100 |
| そ の 他 の も の | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 2,000 | 1,100 | |

を

| | | | | |
|-------------|---------------------------|--------------|-------|-------|
| 管 路 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 90 | 45 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 130 | 65 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 190 | 95 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 240 | 120 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 370 | 190 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 490 | 250 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 870 | 440 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 1,200 | 600 |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 2,000 | 1,000 |
| そ の 他 の も の | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 1,100 | 550 | |

に改め,

同表備考1を次のように改める。

備考1 甲の欄は都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に存する里道の占用について、乙の欄はその他の区域に存する里道の占用について、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

里道の占用料の適正化を図るとともに、里道の占用料の減免の対象に、市長が街灯又は道路標識を設置している電柱又は電話柱で、当該電柱又は電話柱の設置者からその使用料を徴収されていないもの等を加える必要があるので提案する。